県・市懇談会テーマ一覧表

部会	番号	テーマ	提出市	頁
行政部会関係	1	公共施設等の老朽化対策の支援について	愛西市	1
	2	消防団応援事業所制度の普及について	長久手市	2
	3	愛知県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」に深夜における不安を覚えさせる行為を禁止する条文の記載について	知多市	3
社会文教部会関係	4	国民健康保険広域化における国保事業費納付金及び標準保険料率の早期決定について	小牧市	4
	5	民生委員・児童委員の年齢制限緩和と県費用弁償費の支払方法について	新城市	5
	6	第三子保育料無料化事業の拡充について	豊橋市	6
	7	重症心身障がい児の通所支援に対する補助制度の創設について	半田市	7
	8	あいち小児保健医療総合センター（あいち小児）における心療科の継続について	半田市、豊明市	8
	9	プレスクールの実施に係る人的・財政的支援について	豊橋市	9
	10	スクールソーシャルワーカーの配置に対する補助制度の創設について	豊明市	10
	11	西三河地域の知的障がい者特別支援学校の過大化の早期解消について	西三河ブロック	11
	12	特別支援教育支援員の予算措置の充実について	稲沢市	12
経済部会関係	13	一宮西港道路の早期事業化に向けて	稲沢市	13
	14	社会資本整備総合交付金における事業の内容に配慮した交付決定について	半田市	14

行政部会関係

1　公共施設等の老朽化対策の支援について

〔愛西市提出〕

愛西市では、高度経済成長期にかけて、学校、公民館等の公共施設（建築物）や道路、上水道、農業水利施設等のインフラ資産（以下、「公共施設等」）を集中的に整備しましたが、これらが耐用年数を迎えつつあり、近い将来には多額の更新費用が必要となる見込みです。

また、市町村合併後の公共施設等の全体の最適化を図る必要性がある中、合併後１０年を経過し、合併算定替の縮減による地方交付税の減額の影響が懸念され、財政を圧迫する維持更新費用の軽減、平準化への対応が喫緊の課題となっています。

こうした状況の中、平成２６年４月に国から地方に対し「公共施設等総合管理計画」の策定の要請があり、愛西市では、平成２６年６月に全庁的な検討組織を設置し、新公会計制度導入に向けて整備する固定資産台帳のデータを用いた施設の現状分析や取組の方向性の検討のほか、平成２７年８月には外部委員を含めた策定委員会により計画策定を進めています。

今後、老朽化対策を着実に推進するためには、防災･安全交付金など国からの継続的な財政支援措置や、県の支援が必要です。

ついては、県におかれては、**「公共施設等総合管理計画」に基づき個別施設ごとの長寿命化計画を策定するにあたり必要となる技術指針等の整備に対する支援や、老朽化施設の点検・診断等に係る財政措置など、市町村の行う公共施設等の老朽化対策に対する支援の充実を図られるよう要望します。**

また、道路や河川などの社会インフラの機能保全に資する補修・修繕に対し、防災・安全交付金の必要額を確保するよう国に財政支援の充実を働きかけていただくとともに、県としても技術的支援などの充実を図られるよう要望します。

2　消防団応援事業所制度の普及について

〔長久手市提出〕

減少傾向にある消防団員の加入促進策の一つとして、消防団応援事業所制度が県内２１の市町村で実施されています。この制度は、消防団員やその家族が地域の店舗等から様々なサービスを得られるもので、地域が消防団を応援する気運を高め、団員確保につなげる取組として、一定の成果が得られていますが、単一の都市自治体の取組では、適用範囲が限定的となっています。

岐阜県が、平成２６年８月から県域全体を対象とした消防団応援事業所制度「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」を開始し、外部への発信力及び事業認知度が拡大しています。本年９月現在で１，５０２事業所が登録し、県域はもとより、他の都道府県内の登録事業所支店における適用もあり、消防団員の確保及び地域防災力の向上が期待されています。

ついては、県におかれては、**県域全体で普及させるため、県の制度として消防団応援事業所制度を創設していただくよう要望します。**

3　愛知県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」に深夜における不安を覚えさせる行為を禁止する条文の記載について

〔知多市提出〕

県では、公衆に著しく迷惑をかける暴力的行為等を防止し、県民生活の平穏を保持することを目的として、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を制定しています。しかしながら、この条例には、深夜における不安を覚えさせる行為（花火や人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発すること）を禁止する条文の記載がありません。

知多市の新舞子海岸など、特に海岸を有する都市自治体では、深夜（午後１１時以降）に花火をしたり、騒いだりする行為が頻繁に発生しており、付近の住民が著しく迷惑をこうむっています。そのため、深夜に不安を覚えさせる迷惑行為を禁止する条例等の制定が必要であると考えますが、海岸線は市域を跨ぐため、広範囲を統一的に防止する規定が必要であると考えます。

ついては、県におかれては、**「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」に、深夜に不安を覚えさせる行為として、「花火をすること、人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発すること」を禁止するなどの条文を記載していただくよう要望します。**

また、その条文の実効性を高めるため、警察官に違反行為の中止その他必要な措置を命じることができる旨の追記をしていただくよう要望します。

社会文教部会関係

4　国民健康保険広域化における国保事業費納付金及び標準保険料率の早期決定について

〔小牧市提出〕

国民健康保険制度について、安定的な運営のための財政基盤の強化、医療給付費及び保険料の市町村格差などの課題を解消するため、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成２７年５月２９日に公布され、平成３０年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることが決まりました。

これにより、国民健康保険の財政運営の責任主体となる都道府県が、医療費水準、所得水準を考慮して市町村ごとの国保事業費納付金額を決定し、また、都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表することとされています。各市町村は、この標準保険料率等を参考にして実際の保険料（税）算定方式や保険料（税）率を定め、保険料（税）を賦課、徴収することとなります。

国保事業納付金及び標準保険料率の詳細については、国が地方との協議を進めることとしているところですが、今後、県が示す標準保険料率等の決定時期によっては、市町村における実際の保険料（税）算定方式や保険料（税）率決定のための検討期間あるいは被保険者等への保険料（税）率変更についての周知期間が、十分に確保できないことが懸念されます。

ついては、県におかれては、**国保事業費納付金及び標準保険料率に関する地方との協議を早急に進めるよう国に働きかけていただくとともに、市町村が事務の準備期間と周知期間を十分確保できるよう、国保事業費納付金及び標準保険料率を早急に決定するよう要望します。**

5　民生委員・児童委員の年齢制限緩和と県費用弁償費の支払方法について

〔新城市提出〕

「愛知県民生委員・児童委員推薦基準」では、委嘱日現在の年齢制限が、民生委員・児童委員は７５歳未満、主任児童委員は５５歳未満となっています。ただし、主任児童委員については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能となっています。

新城市の一部地域においては、過疎化、高齢化が進み、民生委員の選任要件を満たす人材の確保が難しい地区が増えているため、年齢制限について、弾力的な運用を可能としていただく必要が生じています。

また、県から民生委員・児童委員に支払われる費用弁償費については、市から上期と下期に現金で各委員に直接支給しているため、多額の現金を一時的に保管することになり、管理上望ましくない状況です。

ついては、県におかれては、**国が示す「民生委員・児童委員の選任について」の技術的な助言に基づき、「年齢要件について地域の実情を踏まえた弾力的な運用」を適用し、継続民生委員に限り７５歳以上も選任可能としていただくよう要望します。**

また、県費用弁償費の支払いについて、各委員の指定口座への直接振込み等の方法が可能となるよう要望します。

6　第三子保育料無料化事業の拡充について

〔豊橋市提出〕

県は少子化対策として、平成１９年度に第三子保育料無料化に係る事業を開始し、市町村が主体となって第三子保育料の無料化もしくは軽減を実施する場合、それに要する経費を補助しています。

しかしながら、平成２５年度以降、県は所得制限の設定や補助率の見直しを行うなど段階的に事業を縮小しており、中核市に対しては、平成２６年度に補助を廃止しました。

中核市においては、厳しい財政状況の中、県の補助が廃止されたことにより、少子化対策として推進している第三子保育料の減免を実施するための財源確保が大きな課題となっています。

ついては、県におかれては、**多子世帯の子育てに要する負担軽減を図るため、第三子保育料の減免を支援するための財源を確保し、中核市も本補助制度の対象にするとともに、所得制限の緩和や補助率の増加といった補助制度の拡充を図られるよう要望します。**

7　重症心身障がい児の通所支援に対する補助制度の創設について

〔半田市提出〕

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態の児童（以下、「重症心身障がい児」という。）が、家族とともに家庭や地域で安心して生活していくためには、常に重症心身障がい児の心身の健康状態を見守る体制や医療的ケアなどの支援を受けられる体制が必要です。

現状では、訪問診療や看護が受けられても、身近な家庭や地域でのデイサービスなどの通所支援体制が整わないため、家族の心身への負担が軽減されず、長期間、遠方の限られた病院や入所施設で過ごすことが多くなっています。

半田市では、療育手帳がＡ判定で身体障害者手帳１級を所持する児童は１４人いる一方、医療的ケアを行う重症心身障がい児の受入れを行う通所事業所は、市内には定員が５人の１事業所のみとなっています。また、近隣市町には同様の通所事業所がないことから、身近なところでの支援を利用できない児童が多くいます。

平成２７年度から国において「障害福祉サービス等報酬」が改定され、重症心身障がい児を受け入れる通所支援に対する報酬額は見直されたものの、通所事業所が重症心身障がい児を受け入れるには、人員体制や設備を充実する必要があるため、さらなる経済的な支援が必要です。県におかれては、短期入所支援に対する補助制度はあるものの、現在、他県等で例のある通所支援に対する補助制度はありません。

ついては、県におかれては、**重症心身障がい児の受入れを行う通所事業所が拡大するよう、重症心身障がい児の通所支援に対する補助制度の創設をしていただくよう要望します。**

8　あいち小児保健医療総合センター（あいち小児）における心療科の継続について

〔半田市、豊明市提出〕

あいち小児保健医療総合センターは、保健部門と医療部門を併せ持った愛知県内唯一の小児医療の専門病院であり、知多半島においても、小児科医療の専門医療機関として、非常に重要な役割を担っています。

特に小児心療科の分野においては、発達障がい児の診断を受ける児童が年々増加傾向にあるため、多くの受診希望者で予約待ちの状態が続いております。また、地域における教育機関、保健センター、児童相談所などの関係機関等との連携による支援の役割も担っており、その重要性はますます増しています。

このような状況において、あいち小児心療科が平成３０年度からの予定で、愛知県心身障害者コロニーに移転、統合されることは、県の発達障がい者（児）に対する総合的拠点機能の整備は進むものの、知多半島圏域では、地域で支える柱がなくなるに等しく、小児心療分野の体制低下につながります。

ついては、県におかれては、**障がい児が地域で豊かに暮らしていくために、知多地域における関係医療機関が整うまでの間、あいち小児心療科の継続を要望します。**

9　プレスクールの実施に係る人的・財政的支援について

〔豊橋市提出〕

外国にルーツを持つ県内の児童生徒数が年々増加傾向にある中、子どもたちが円滑に公立小学校に入学するために必要な支援として、各自治体やＮＰＯなどが実施するプレスクールがあります。今後も外国籍児童生徒数の増加が予測される中、県内のプレスクールの需要が一層高まる可能性があります。

県においては、平成２１年度にプレスクール実施マニュアルをまとめ、実施者への普及啓発を図っており、また、今年度は外国人幼児向けの日本語学習教材等を作成されると伺っております。

現在、実施されているプレスクールは自治体やＮＰＯなどが県のマニュアルなどを参考に独自に行っています。外国にルーツを持つ子どもたちの多くを支援するためには、地域の幼稚園や保育園などに通う子どもも含めて、その指導を行う人材の育成と実施にかかる財源の確保が必要です。

ついては、県におかれては、**プレスクールに必要な人材の育成事業の実施と自治体やＮＰＯ、地域の幼稚園、保育園などでもプレスクールを広く実施するため、補助制度などの財源措置を講じられるよう要望します。**

１０　スクールソーシャルワーカーの配置に対する補助制度の創設について

〔豊明市提出〕

いじめや不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題については、学校のみの対応には限界があり、早い段階で問題の本質や背景を把握し、的確かつ組織的に対応する必要があります。そのためには、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置が不可欠です。

スクールソーシャルワーカーの配置については、国は、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業に対して、人件費等の補助を行っています。しかしながら、その他の市町村が実施する事業については、都道府県が委託や補助を行う事業に対してのみ国からの補助金が交付されます。

そのため、豊明市では平成２７年７月からスクールソーシャルワーカーを１名配置しましたが、県が補助を行う事業ではないため、配置にかかる経費の全額を負担しています。

いじめなどの問題は、ますます複雑化し、多数のスクールソーシャルワーカーが必要になると思われますので、今後の財政への負担の増大が問題となっています。

ついては、県におかれては、**市町村が独自に配置するスクールソーシャルワーカーについて、新たな補助制度の創設をしていただくよう要望します。**

１１　西三河地域の知的障がい者特別支援学校の過大化の早期解消について

〔西三河ブロック提出〕

西三河に拠点的に配置されている安城特別支援学校と三好特別支援学校は、全国でも有数の過大化校となっており、通学区域の条件による遠距離通学、児童生徒数の増加による教室の不足など、決して教育環境が好ましい状況とは言えません。また、引き続き児童生徒数が高止まりの状態が続くことが予想されることから、今後も教育環境の低下が危惧されています。

県が平成２５年度に策定しました「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）」においては、県内で同様の課題を抱える知的障がいの特別支援学校について、新設校の設置を検討する方策が示されており事業に着手した学校もあると伺っていますが、西三河６市から通学する安城特別支援学校については、これまでのところ西三河南部に新たな特別支援学校の設置を検討するとの方策が示されているものの、具体的な事業計画については未定の状態になっており、課題の早期解決を望む声が多く寄せられています。

また、今後、三好特別支援学校の児童生徒の一部が、通学区域内の新設校に通う予定になっていますが、その数は僅かであり、これをもって過大化が解消されることにはならないと考えます。

ついては、県におかれては、**特別支援学校への就学を希望する児童生徒が増加している実情を踏まえ、特別支援学校の新設、教育環境の改善に関して具体的な事業計画を早期に明確にし、迅速・着実な計画の推進を要望します。**

１２　特別支援教育支援員の予算措置の充実について

〔稲沢市提出〕

小中学校の通常学級に在籍する発達障がいなど特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、教員がその対応に追われて、授業や他の児童生徒の対応に支障をきたす状況が増えています。

本来であれば、国が「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、教職員を適正に配置すべきと考えますが、稲沢市では、１０年前から市独自で特別支援教育支援員を配置しています。現在では、市内の全小中学校に１名から６名を配置しており、児童生徒を適切に支援していくためには欠かすことのできない存在となっています。

今年度は、昨年度よりも２名増員して７３名配置していますが、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に対応したきめ細やかな教育が求められている学校現場からは、さらなる増員及び時間増の要望が強く出されています。また、多くの保護者からも、特別支援教育支援員による支援への大きな期待が寄せられています。しかしながら、さらなる増員等を行うための市の負担は多大であり、県及び国による財政面の支援の充実が必要不可欠です。

ついては、県におかれては、**市が独自に行う特別支援教育支援員の配置について、必要な予算等の措置を講じられるよう要望します。**

また、特別支援教育支援員の配置について、さらなる必要な予算措置を行うよう、国に積極的に働きかけていただくよう要望します。

経済部会関係

１３　一宮西港道路の早期事業化に向けて

〔稲沢市提出〕

一宮西港道路は、平成１０年に地域高規格道路の「計画路線」に指定されたものの、未だ事業化の目途が立っておりません。また、この道路整備には膨大な事業費が予想され、事業手法を始めとして様々な課題が残されている状況であります。

しかし、この道路の整備により東海北陸自動車道と一体となって、太平洋側と岐阜県を経て日本海側とを結ぶ高速交通ネットワークを形成することとなり、尾張西部地域の発展はもとより、名古屋港、中部国際空港へのアクセス道路としても期待されています。

また、南海トラフ巨大地震等の発生時には、緊急・避難道路としての重要な役割も担うこととなり、この道路の意義は計り知れないものがあります。

ついては、県におかれては、**一宮西港道路の具体化に向けた検討調査を一刻も早く行っていただくよう要望します。**

１４　社会資本整備総合交付金における事業の内容に配慮した交付決定について

〔半田市提出〕

近年、社会資本整備総合交付金については、要望額を大きく下回る交付決定が見られます。例えば、半田市では平成２７年度の要望額１億９，０００万円に対し１億円の交付決定と、大きくかい離しています。

要望した事業の中には、記念事業や市民と完成時期を約束している政策的な事業あるいは緊急を要する道路の維持修繕事業など、後年度に送ることができない事業があります。

しかしながら、平成２８年度社会資本整備総合交付金概算要望ヒアリング（公園関連）においては、前述の理由に関わらず、国を挙げてのイベントでない限り、平成２７年度と同様の交付決定額になるとの説明を受けております。

交付決定額が要望額を下回った場合、不足分については、市費での負担を強いられるため苦慮しています。また、このような状況が続けば市費での負担が困難になり、事業を先送りせざるを得ず、市民生活に多大な影響を及ぼすことになります。

ついては、県におかれては、**要望した事業の内容に十分配慮した交付決定が行われるよう、国に対して働きかけていただくよう要望します。**